

平成 31 年 2 月市議会 教育厚生委員会資料

第 58 号議案

長崎市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

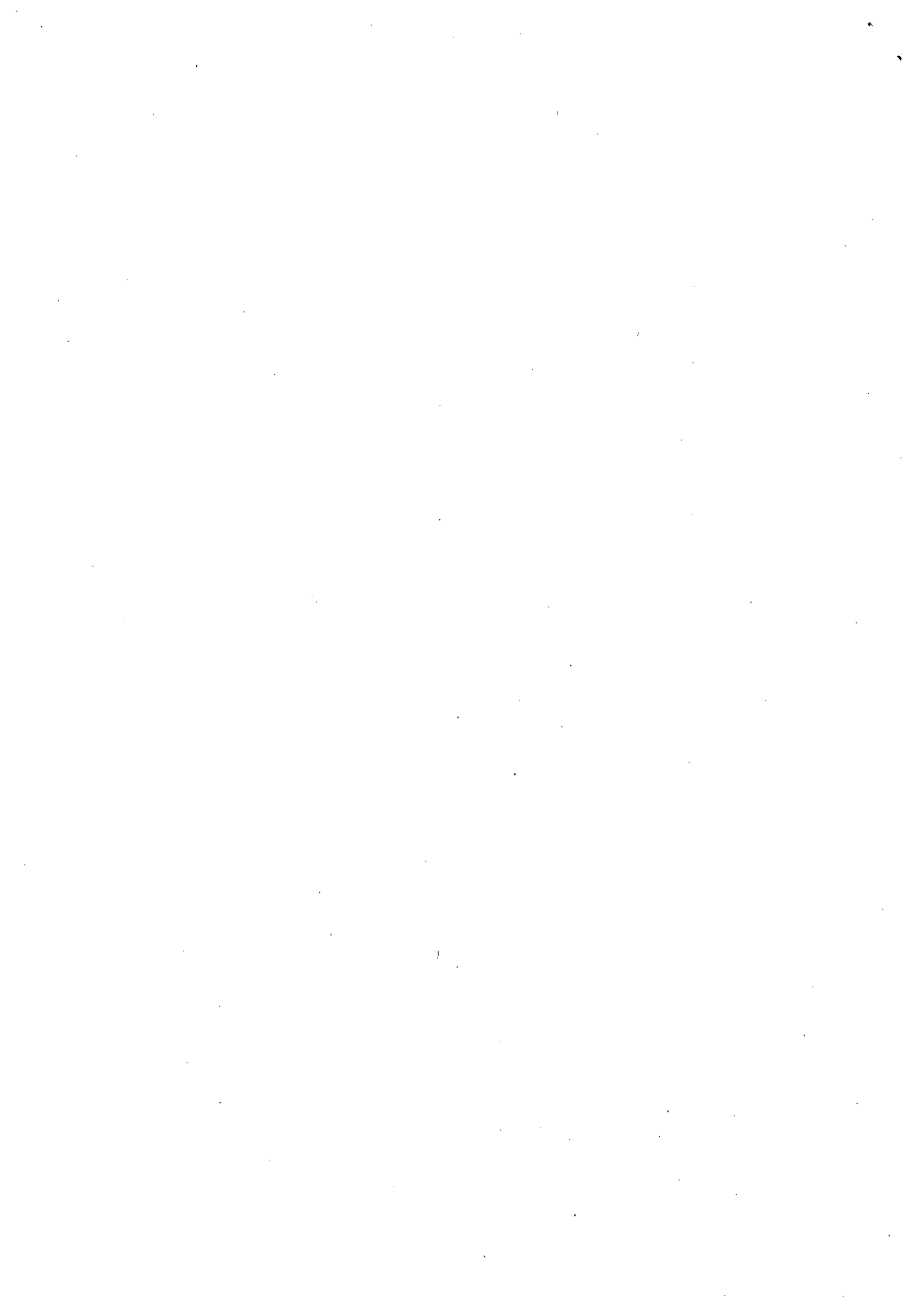
目次

- 1 条例改正の概要…………… P1

- 2 条例の新旧対照表…………… P1

こ ども 部

平成 31 年 2 月



1 条例改正の概要

(1) 改正理由

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）」が一部改正されたため、「長崎市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年長崎市条例第44号）」に定める母子生活支援施設の心理療法担当職員の要件に係る規定を整備するもの。

なお、母子生活支援施設の心理療法担当職員の要件は、省令で定める基準に従い条例で定めることとされており、その内容も国の基準を一律に適用することが合理性を欠くものではないため、省令の改正内容のとおり改正するもの。

(2) 改正の内容

条例第26条第3項に規定されている母子生活支援施設の心理療法担当職員の要件について、「大学の学部で」を「大学（短期大学を除く。）において」に変更する。

(3) 施行日

平成31年4月1日

2 条例の新旧対照表

現行	改正案
○長崎市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	○長崎市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
第1条～第25条（略）	第1条～第25条（略）
（職員）	（職員）
第26条	第26条
1～2（略）	1～2（略）
3 前項の心理療法担当職員は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。	3 前項の心理療法担当職員は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学（短期大学を除く。）において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。
4～6（略）	4～6（略）
第27条～第43条（略）	第27条～第43条（略）
	附 則 この条例は、平成31年4月1日から施行する。